

大分大学医学部附属病院広報委員会細則

令和2年7月30日制定

令和2年医学部附属病院細則第1-11号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の広報活動の推進、在り方等を審議するために設置する、大分大学医学部附属病院広報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院の広報活動に関すること。
- (2) 本院の広報活動のための広報誌の発行に関すること。
- (3) 本院に係るホームページの維持及び管理に関すること。
- (4) 公開講座、講演会等医療に係る啓発活動に関すること。
- (5) その他本院の広報活動に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副病院長又は病院長補佐 1人
 - (2) 総合患者支援センター長
 - (3) 総合患者支援センター副センター長 1人
 - (4) サービス・国際化推進委員会委員長
 - (5) 医療情報部長
 - (6) 診療科の職員 若干人
 - (7) 薬剤部、中央診療施設又は特殊診療施設の職員 若干人
 - (8) 看護部の職員 若干人
 - (9) 医学・病院事務部総務課長
 - (10) 医学・病院事務部医事課長
 - (11) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第1号、第3号、第6条から第8号まで及び第11号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要が

あると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 委員会に、本院に係る広報誌の編集及び発行に関することを検討するため、専門部会を置く。

- 2 前項に規定する専門部会のほか、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。
- 3 前二項の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和2年7月30日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号から第8号及び第11号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則 (令和5年医学部附属病院細則第1－4号)

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。